

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 5 月28日
【会社名】	伊澤タオル株式会社
【英訳名】	IZAWA TOWEL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊澤 正司
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿西一丁目26番 6 号
【電話番号】	06 - 6690 - 1338
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理本部長 三好 拓人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿西一丁目26番 6 号
【電話番号】	06 - 6690 - 1338
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理本部長 三好 拓人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2026年5月27日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年5月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

伊澤正司、甫天和宏、三好拓人、國元恵子、山本吉大、北村貴明を取締役に選任するものです。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

山川信行、三浦紗耶加、大坪尚紀を監査等委員である取締役に選任するものです。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

一色中也を補欠の監査等委員である取締役に選任するものです。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額174百万円以内（うち社外取締役分年額24百万円以内）とします。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役2名）となります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬額を年額35百万円以内とします。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、3名となります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	無効数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	63,995	785	-	-	(注) 1	可決 98.78
第2号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)6名選任 の件						
伊澤 正司	63,375	1,403	-	2	(注) 2	可決 97.83
甫天 和宏	63,607	1,171	-	2		可決 98.18
三好 拓人	63,615	1,163	-	2		可決 98.20
國元 恵子	63,603	1,175	-	2		可決 98.18
山本 吉大	63,586	1,192	-	2		可決 98.15
北村 貴明	63,609	1,169	-	2		可決 98.19
第3号議案 監査等委員である取締役3 名選任の件						
山川 信行	63,807	973	-	-	(注) 2	可決 98.49
三浦 紗耶加	63,825	955	-	-		可決 98.52
大坪 尚紀	63,840	940	-	-		可決 98.54
第4号議案 補欠の監査等委員である取 締役1名選任の件					(注) 2	
一色 中也	63,814	966	-	-		可決 98.50
第5号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)の報酬額 設定の件	63,549	1,231	-	-	(注) 3	可決 98.09
第6号議案 監査等委員である取締役の 報酬額設定の件	63,603	1,177	-	-	(注) 3	可決 98.18

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。